

保険業法等の一部を改正する法律(6ヶ月以内施行分)に係る政令・内閣府令案等

保険業法等の一部を改正する法律

(24年3月30日成立・31日公布)

保険会社のグループ経営に係る規制緩和

○我が国保険会社が買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、5年に限り保有を認める。
また、期限内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認の下で、期限の延長を例外的に容認する。

○行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集を委託している保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。

○移転単位規制(保険契約を移転する場合、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならないとの規制)について、行政庁の認可制を維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置を講じた上で、撤廃する。

○販売停止規制(保険契約の移転手続中、移転元会社に対し移転対象契約と同種の保険の販売を禁止)について、契約が移転されることにつき契約者の承諾を得ることを移転元会社に義務付けた上で、撤廃する。

少額短期保険業者に係る規制の見直し

○平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受け可能な保険金額の上限に係る経過措置を5年延長する。

生保のセーフティネット

○生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定を5年延長する。

公布後
6月以内
施行

公布後
1年以内
施行

公布後
6月以内
施行

25年4月
1日施行

施行済

政令・内閣府令案等のポイント

(24年7月中旬施行(予定))

○ 子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合の届出事項や、5年を超えて子会社を保有する場合に提出すべき申請書類を規定する。

○ 我が国保険会社による外国保険会社の買収等を容易にする観点から、保険子会社等の株式について、大口与信規制の適用対象から除外する。

○ 移転手続中に移転対象契約者に対し通知すべき事項(移転元・移転先会社のソルベンシー・マージン比率、移転後のサービス内容等)を規定する。

● 経過措置適用業者が引受可能な保険金額の上限を、具体的に規定する。(既契約者は従来通り本則の5倍、新規契約者は本則の3倍 等)

● 一契約者に係る被保険者の総数の制限に係る規制を緩和する。

●:政令 ○:内閣府令(あわせて関連する監督指針を整備)

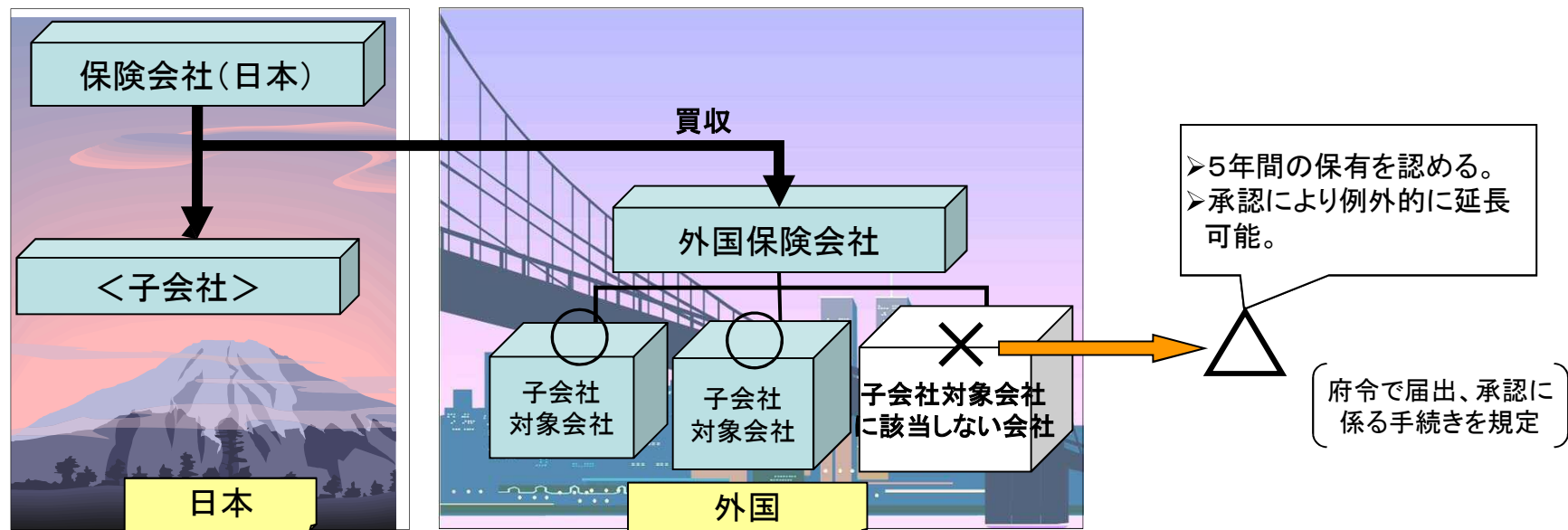
外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

法改正の内容

- 買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年間に限り保有を認める。
- 5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認を受けて、1年間その保有を延長できることとする(更新は可能)。

内閣府令の内容

- 外国保険会社の買収により、子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合に届け出を規定。
- 5年を超えて保有する場合の承認申請に係る申請書類を規定。
 - ✓5年を超えて保有することにつきやむを得ない事情があることを記載した理由書
 - ✓承認対象となる子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
 - ✓承認対象となる子会社対象会社以外の会社の業務の内容、財産の状況等を知ることができる書類



保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し

現行制度

保険会社の財務の健全性を確保する観点から、特定の先に対する株式・社債や貸付金等による運用の集中を排除するため、保険会社の同一人に対する資産の運用の額には、一定の上限(※)が設けられている(大口与信規制)。

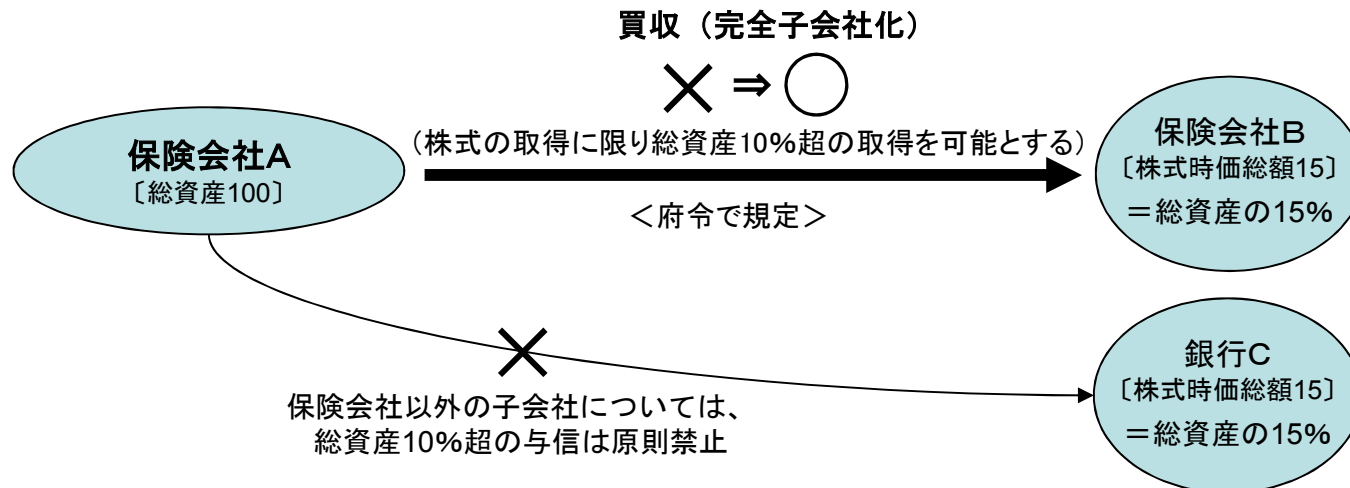
※同一人に対する与信(株式の取得を含む。)は、総資産の10%(貸付金及び債務の保証の合計額については、総資産の3%)が上限。
ただし、金融庁長官の承認を受けた場合には、この限りではない。

→保険会社を買収や会社の再編を行おうとする際、規模の大きな保険会社を買収する、又は新設して子会社とする場合に、当該子会社の株式保有によって大口与信規制に抵触するおそれがあるとの指摘。

改正内容(内閣府令)

保険業を行う子会社の保有に係るリスクは、保険会社における本業の事業展開に係るリスクであることから、保険会社グループとしてのリスク管理が行われていることを前提に、保険業を行う子会社(※)の株式については、大口与信規制の対象外とする。

※保険業を行う会社を主たる子会社とする持株会社も含む。



保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃

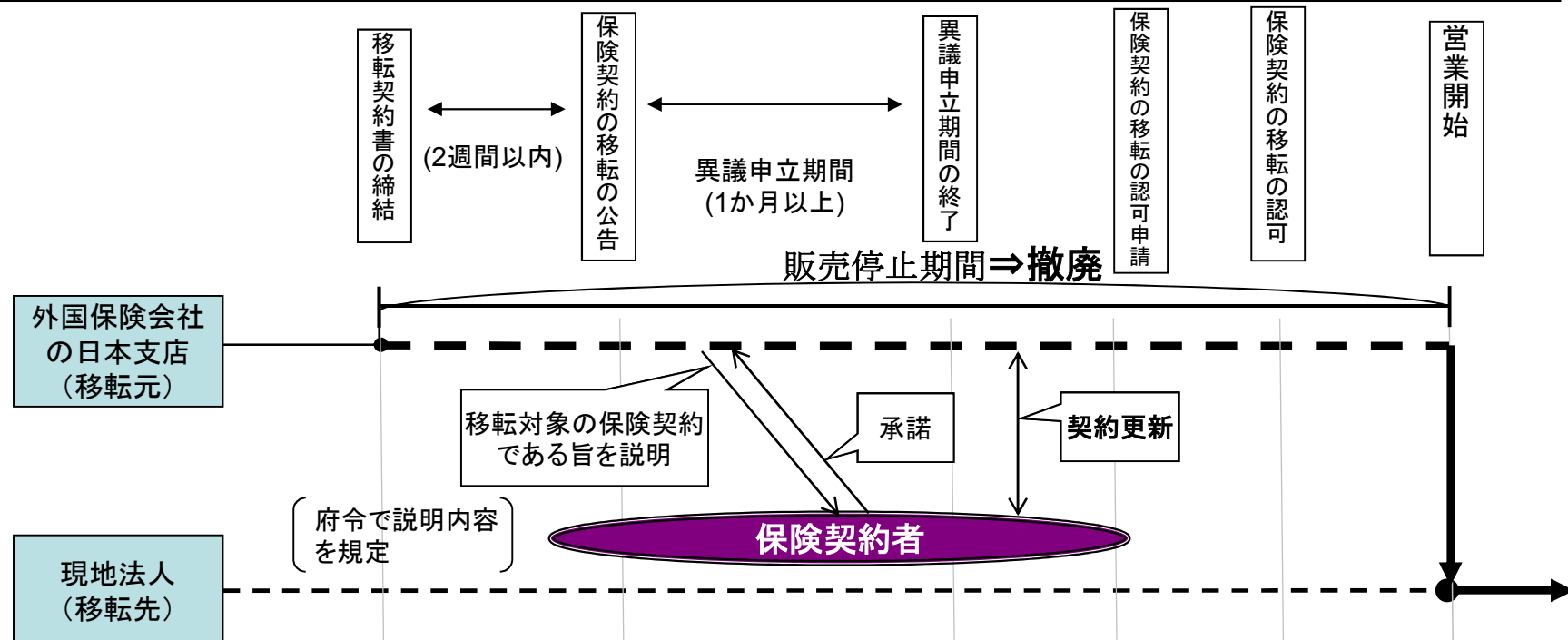
法改正の内容

移転対象となる保険契約の募集を移転手続中に行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定（保険契約の移転手続中、移転元会社に対し移転対象契約と同種の保険の販売を禁止）を撤廃する。

内閣府令の内容

移転手続中に移転対象契約を締結しようとする者に対し、以下の事項の通知を義務付け。

- ✓ 移転契約の要旨、移転元・移転先会社の貸借対照表（法律に規定）
- ✓ 移転先会社の商号・本店所在地
- ✓ 移転後のサービスの内容（付帯サービスの継続の有無等）に関する事項
- ✓ 移転元・移転先会社の直近のソルベンシー・マージン比率
- ✓ 移転日に見込まれる移転後の移転元・移転先会社のソルベンシー・マージン比率



少額短期保険業者に係る規制の見直し

経過措置適用業者が引受可能な保険の上限金額

法改正の内容

平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受可能な保険の上限金額については、平成25年3月までの経過措置として、本則の5倍（医療保険は3倍）とする特例が認められているが、このような経過措置を5年（平成30年3月まで）延長する。

保険種類	本則	特例
死亡	300万円	1,500万円
傷害死亡	600万円	3,000万円
医療	80万円	240万円
損害保険	1,000万円	5,000万円

政令改正の内容

既契約者に関しては、従来通り本則の5倍（医療保険は3倍）、新規契約者に関しては本則の3倍（医療保険は2倍）とする。

保険種類	本則	特例（既契約者）	特例（新規契約者）
死亡	300万円	1,500万円	900万円
傷害死亡	600万円	3,000万円	1,800万円
医療	80万円	240万円	160万円
損害保険	1,000万円	5,000万円	3,000万円

一契約者に係る被保険者の総数の制限

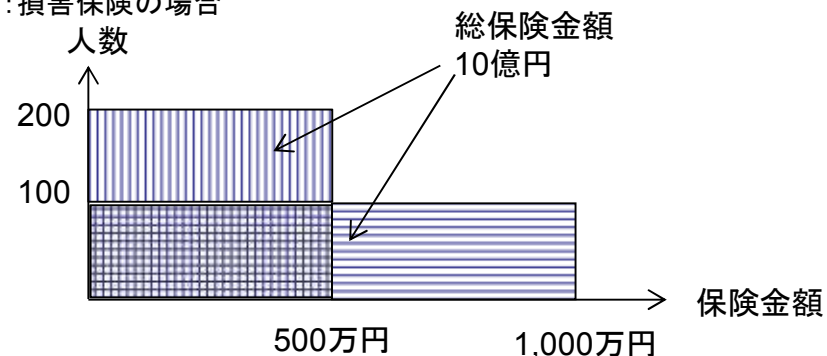
現行制度

一契約者に係る被保険者は、保険金額の大小にかかわらず、一律に100人までとされている。

政令改正の内容

- ① 一契約者あたりの総保険金額の上限を、本則の上限金額に100を乗じた金額（以下「上限総保険金額」という。）とする。
（例えば損害保険の場合、1,000万円×100人＝10億円であることから、500万円の損害保険の被保険者数は、10億円÷500万円＝200人が上限となる。）

例：損害保険の場合



- ② 更に、契約当初、上限総保険金額内であれば、契約期間内にやむを得ない理由により被保険者が追加され上限を超過した場合でも、契約期間内は当該超過を容認する。但し、濫用防止の観点から、当該超過額は上限総保険金額の10%を限度とする。